

今年も税の申告時期になりました。所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告期間は、2月16日(木)から3月15日(水)までです。市では、総合福祉センターなどを会場として所得税と市県民税・国民健康保険税の申告相談を行います。なお、申告相談会場(12～13ページ参照)以外での申告相談は行いません。申告会場を選ぶ目安(12ページ参照)を参考に、該当する会場でご相談ください。また、税務署では、2月6日(月)から3月15日(水)までの期間中は倉敷税務署で申告相談を行わず、イオン倉敷ショッピングセンターで行います。ご注意ください。

毎年、申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」などを参考に、自主記載をお願いします。なお、申告書は郵送で提出することもできます。

所得税の確定申告

所得税の確定申告が必要な人は次のとおりです。

- 事業所得、不動産所得などのある人で、平成17年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 土地・建物などの売却による所得

がある人

- 給与収入が2000万円を超える人
- 給与以外に20万円を超える所得がある人(例 給与以外に20万円を超える農業所得がある人)
- 2か所以上から給与収入がある人
- 年末調整していない給与収入がある人
- 公的年金等収入(遺族・障害年金は非課税所得のため除きます。以下同じ)以外に収入がある人
- 2か所以上から公的年金等収入がある人

○1か所からの給与収入や公的年金等収入のみの人で、所得控除等を変更することにより、源泉徴収税額の変更が生じる人など

所得税の納期限も3月15日

確定申告による所得税の納期限は、確定申告提出期限と同じ3月15日(水)です。納期限内に申告・納税を済ませましょう。なお、確定申告提出期限を過ぎて申告したり、所得を正確に申告しなかった場合は、本来の税のほかに延滞税や加算税が追加されることがあります。

所得税の還付申告は今月から

所得税の還付申告は今月からできます。給与収入や公的年金等収入の

ある人で、所得控除等を追加することにより源泉徴収された所得税が戻ってくる人は、今月から税務署で申告を受け付けています。なお、市でも還付申告相談会場(12～13ページ参照)を設けますので早めに申告を済ませておきましょう。

市県民税・国民健康保険税の申告

市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人は、次のとおりです。

- 平成18年1月1日現在総社市内に居住し、所得税の確定申告をする必要がない人で、平成17年中に収入があった人
- ※ただし、次の人は申告をする必要はありません。

- ・所得税の確定申告をしている人
- ・1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
- ・1か所からの公的年金等収入のみで、①昭和16年1月2日以降生まれで年金収入合計が98万円以下の人
- ②昭和16年1月1日以前生まれで年金収入合計が148万円以下の人
- 平成17年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、同居の方の税の扶養になっていない人



税の申告はお早めに!

[申告期間]
2月16日(木)～
3月15日(水)
所得税・市県民税
国民健康保険税

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②申告書用紙が届いている人は、その用紙(お手元がない場合は申告会場で用意します)

※申告書は、昨年の申告実績などをもとに、税の申告が必要であると思われる人に送付しています。申告書が届いても申告不要な場合、届かなくても申告が必要な場合もあります。

- ③源泉徴収票や各支払報告書
- ④帳簿書類や領収書など所得計算に必要なもの
- ⑤社会保険料、生命保険料や損害保険料の支払証明書

※平成17年分の申告から、国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に添付等することとなりました。

- ⑥医療費の領収書(医療費控除を受ける人)
- ※事前に整理、集計をしておいてください。
- ⑦寄付金の領収書、または受領書(寄付金控除を受ける人)
- ⑧申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告を受けようとする人)など

農業所得の申告

※平成17年中に収入のなかった人でも、同居の方の税の扶養になっていない人は、国民健康保険税の資料、非課税証明書の発行に必要なため、申告をしてください。

農業所得の申告は、平成17年分も昨年と同様に実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算で行います。そのため、農業に関する収入金額の証明書や必要経費の領収書などは必ず準備し、事前に「収支内訳書」を記入しておくてください。

65歳以上の人

65歳以上(昭和16年1月1日以前生まれ)の人は、税制改正などによって、平成17年分から老年者控除(所得税50万円、市県民税48万円の控除)が廃止されました。また、公的年金等収入から所得を求める計算も変更(年金控除額が最低140万円から120万円へ)となりました。このため、昨年まで確定申告の必要なかった人も、平成17年分から確定申告が必要なる場合があります。申告の際、年金支払者から届く「公的年金等の源泉徴収票」を必ず持ってきてください。